

## ～ 海外療養費の注意事項及び申請手続き ～

- ① 海外療養費の支給額は、基本的に、日本の保健医療機関で同様の傷病について療養の給付を受けた場合を標準として決定されます。(日本国内で保険適用となっていない医療行為は支給対象になりません)従って、海外で支払った額の7割または8割が必ずしも払い戻されるとは限りません。
- ② 申請は「各月ごと」「入院」「外来」「調剤」ごとにわけて、下記、1～4をセットし、5及び6を添付し提出してください。
- 「5:の調査に関わる同意書」「6:パスポートの写し(本人確認欄・出入国のわかる面)」については、6カ月ごとの提出が必要です。提出された同意書の「署名・押印欄」に記載の「日付」から6カ月間は有効ですので、6カ月以内に海外療養費の請求をされる場合は、再度、提出しいただく必要はございません。6カ月経過後、海外療養費を申請される場合は、再度、提出が必要となります。

療養費支給申請書は本人が記入・押印してください。

### ・ 医科の場合

1:健康保険療養費支給申請書(その1) 2:診療内容明細書(様式A) 3:領収明細書(様式B)  
4:領収書原本 5:調査に関わる同意書(別紙) 6:パスポートの写し(本人確認欄・出入国のわかる面)

### ・ 歯科の場合

1:健康保険療養費支給申請書(その1) 2:歯科診療内容明細書(様式C) 3:領収明細書(様式B) 4:領収書原本 5:調査に関わる同意書(別紙) 6:パスポートの写し(本人確認欄・出入国のわかる面)

必ず治療部位の記載があるか、ご確認頂き、治療部位が無い場合は医師に問い合わせをお願いします。治療部位の記載が無い場合は審査ができませんのでご注意ください。

申請期限:診療を受けた日の翌日から起算して2年間

- ③ 病院にかかるときは、『診療内容明細書』『領収明細書』を病院へ持参し、医師に記入していただく様、お願いします。
- 担当医からの証明が日本語以外の場合は必ず内容の翻訳(翻訳者の住所、氏名、捺印が必要)をしてご提出ください。
- ④ 当組合の委託先である「株式会社大正オーデイト」にて、内容の審査を行いますので、支払は申請書の受理月より3カ月後の給与払いとなります。